

公表事項

| | |
|----------------|---|
| 命令に従わなかった事業代表者 | 山田 翔加 |
| 命令に従わなかった事業者住所 | 神戸市中央区 |
| 禁止行為に係る店舗の名称 | BAR Heaven |
| 禁止行為に係る店舗の所在地 | 神戸市中央区北長狭通1-20-2 |
| 公表の原因となる事実 | 上記違反者は、禁止地区において客引き行為をさせたことにより、令和7年8月22日、客引き行為等の防止に関する条例第9条第3項による命令を受けたが、当該命令に従わず、令和7年8月25日、神戸市中央区北長狭通1-2-3先において、同所の通行人に対し、営業関係者をして客引き行為を行わせたもの。 |